

精神障害者保健福祉手帳

障がいの程度によって1級（重度）から3級（軽度）に区分されます。
精神障がいのある方が福祉サービスおよび各種制度をご利用いただく際に、この手帳が必要になります。

対 象 者	精神疾患を有する方（精神保健福祉法第5条の定義による精神障がい者）のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
-------	---

申 請 書 類		手続に必要なもの
1. 新規交付申請書	・初めて手帳を作る場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付申請書 ● 診断書（手帳用）または、精神障がいを事由に受給している年金証書等 ○ 写真（たて4cm×よこ3cm）
2. 更新申請書	・手帳を更新する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付申請書 ● 診断書（手帳用）または、精神障がいを事由に受給している年金証書等 ○ 写真（たて4cm×よこ3cm）
3. 再交付申請	・手帳を紛失、破損した場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 再交付申請書 ○ 写真（たて4cm×よこ3cm） ○ 破損の場合は、破損した手帳
4. 記載事項変更届	・住所、氏名等が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載事項変更届 ○ 障害者手帳
5. 返還届	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が亡くなった場合 ・障がいに該当しなくなった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 返還届 ○ 障害者手帳

● 印の書類は社会福祉課又は各出張所に備え付けてあります

注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・初診年月日から6ヶ月以上経過した日以降に作成された診断書が必要です。 ・診断書の代わりに障害年金証書の写しを添付して申請することもできますが、その場合は年金の等級と手帳の等級は同じになります。 ・申請されてから交付まで1ヶ月半から2ヶ月かかります。年金証書での申請や診断書での申請において診断書に不備があった場合、さらに交付まで時間がかかります。
手 続 き	申請書類を窓口に出してください
窓 口	社会福祉課障がい福祉係又は各出張所
問 合 せ 先	社会福祉課障がい福祉係

各申請には、個人番号（マイナンバー）が必要です。
マイナンバーカードもしくは個人番号通知カードと身分証明書をお持ちください。